

宇治市長 久保田 勇 様

平成 16 年 10 月 12 日

京都禁煙推進研究会 代表世話人 日置辰
一郎

要望書

平成 15 年 5 月実施の健康増進法では、公共の場や職場における受動喫煙を防ぐ措置を行うことが課せられています。

また、平成 8 年の厚生省「公共の場所における分煙のあり方検討会報告書」において、保健医療機関、教育機関、官公庁では禁煙原則に立脚した対策が望まれています。また、平成 15 年 7 月の人事院「職場における喫煙対策に関する指針」でも、可能な範囲で屋内禁煙の方向で改善に努めることとしています。

このような状況の下で、官庁への喫煙訪問者に対して短時間の禁煙を求めること、職員に対して屋内禁煙を求めることは、許容されるものであると存じます。多額の費用をかけて分煙のための設備を整えることは、宇治市財政にとって無駄な出費と言わざるを得ません。

従って、多くの市民が訪れる市の施設、特に市役所については直ちに屋内禁煙とし、喫煙所は屋外に設置するよう要望します。また、学校は敷地内禁煙、保健所などの医療機関については直ちに屋内禁煙とすべきものと思います

屋外に喫煙所を設ければ、改修費が不要なことはもちろん、屋内の清掃費の節約にもなります。屋内に費用をかけて喫煙所を設けるよりこのようなスタイルが一番合理的であります。

以上京都禁煙推進研究会より要望します。

添付書類

1. 京都禁煙推進研究会の案内

別紙のように、医療 4 師会を中心に構成された 270 名の会員を有する医療・教育関係者からなる組織です。

禁煙指導、喫煙防止教育、禁煙啓発、分煙指導など禁煙推進に関する事業を行っています。

禁煙希望者には禁煙外来などを通じて禁煙指導も行っております。

2. 喫煙対策のガイドライン

今まで旧厚生省、厚労省、人事院より出されたガイドラインをまとめたもの。

今回の要望については当会ホームページに公開しておりますのでご承知下さい。

返信用封筒を同封しましたので、宇治市の今後の取り組みにつき 10 月末までにお返事頂ければ幸いです。

また、ご回答内容についてホームページへの掲載の可否も併せてご回答をお願いします。

【連絡先】

〒604-8336 京都市中京区三条大宮町 243

田中医院内 京都禁煙推進研究会事務局

TEL 075-822-3514 (午前中) FAX 075-822-3235

メール：zensyou@mbox.kyoto-inet.or.jp

事務局長 田中善紹